

平成22年度保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第0609001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児第0603004号 平成21年6月3日 厚生労働省発雇児第*****号 平成**年**月**日</p> <p>〔一部改正〕 〔一部改正〕 〔一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、平成12年6月2日厚生省発児第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助について」は廃止する。 おって、平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第0609001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児第0603004号 平成21年6月3日</p> <p>〔一部改正〕 〔一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、平成12年6月2日厚生省発児第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助について」は廃止する。 おって、平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。</p>

改正後

改正前

別紙

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

別紙

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(通則)

1 保育対策等促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、待機児童解消促進等事業、保育環境改善等事業、延長保育促進事業を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の目的)

2 この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、一時預かり事業、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、待機児童解消促進等事業、保育環境改善等事業を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 一時預かり事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添1「一時預かり事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。
ただし、年間の延べ利用児童数が300人に満たない施設は、補助対象とならないが、保育所型については、しばらくの間、経過措置により補助対象とする。

(1) 特定保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添1「特定保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。
ただし、年間の延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならないものとする。

(2) 特定保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添2「特定保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。
ただし、年間の延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならないものとする。

(2) 休日・夜間保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添2「休日

(3) 休日・夜間保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添3「休日

改正後

・夜間保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(3) 病児・病後児保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならないものとする。

(4) 待機児童解消促進等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添4「待機児童解消促進等事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(5) 保育環境改善等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(6) 延長保育促進事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添6「延長保育促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(交付額の算定方法)

4 (略)

改正前

・夜間保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(4) 病児・病後児保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添4「病児・病後児保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならないものとする。

(5) 待機児童解消促進等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添5「待機児童解消促進等事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(6) 保育環境改善等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を算定する。

改正後	改正前
<p>(交付額の下限) 5 (略)</p> <p>(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。 なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。 (2) 指定都市及び中核市分 ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を算定する。 イ アにより選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限) 5 交付決定については、4に定める交付額が、175,000円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (4) 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p>

改正後

改正前

- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (9) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)、(3)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (10) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)
7 (略)

(変更申請手続)
8 (略)

(交付決定までの標準的期間)
9 (略)

(補助金の概算払)
10 (略)

(実績報告)
11 (略)

- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)、(3)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)
7 この補助金の交付の申請について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)
8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)
9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付決定を行うものとする。

(補助金の概算払)
10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)
11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、翌年度の4月10日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

改正後	改正前
<p>(補助金の返還) 12 (略)</p> <p>(その他) 13 (略)</p>	<p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その越える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後

改正前

別表

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業			

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 一時預かり事業		一時預かり事業に必要な経費	1/3
保育対策等促進事業	(1) 保育所型及び地域密着型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする) 1 か所当たり年額 1,350,000 円 (300 人以上 900 人未満) 2,430,000 円 (900 人以上 1,500 人未満) 3,510,000 円 (1,500 人以上 2,100 人未満) 4,590,000 円 (2,100 人以上 2,700 人未満) 5,670,000 円 (2,700 人以上 3,300 人未満) 6,750,000 円 (3,300 人以上 3,900 人未満) 7,830,000 円 (3,900 人以上) ※ 保育所型における経過措置分 450,000 円 (25 人以上 300 人未満)		
	(2) 地域密着Ⅱ型(地域密着型に類するもの) (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする) 1 か所当たり年額 1,215,000 円 (300 人以上 900 人未満)		

改正後

改正前

					<u>2,187,000 円</u> (900 人以上 1,500 人未満)		
					<u>3,159,000 円</u> (1,500 人以上 2,100 人未満)		
					<u>4,131,000 円</u> (2,100 人以上 2,700 人未満)		
					<u>5,103,000 円</u> (2,700 人以上 3,300 人未満)		
					<u>6,075,000 円</u> (3,300 人以上 3,900 人未満)		
					<u>7,047,000 円</u> (3,900 人以上)		
					※ (1) 及び (2) とともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること		
	1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)	特定保育事業に必要な 経費	1 / 3		2 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)	特定保育事業に必要な 経費	
	1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)				1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)		
	810,000 円 (300 人以上 600 人未満)				810,000 円 (300 人以上 600 人未満)		
	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)				1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)		
	1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)				1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)		
	2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)				2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)		
	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)				2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)		

改正後

改正前

3,510,000 円
(1,800 人以上 2,100 人未満)

4,050,000 円
(2,100 人以上 2,400 人未満)

4,590,000 円
(2,400 人以上 2,700 人未満)

5,130,000 円 (2,700 人以上)

※1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること

3,510,000 円
(1,800 人以上 2,100 人未満)

4,050,000 円
(2,100 人以上 2,400 人未満)

4,590,000 円
(2,400 人以上 2,700 人未満)

5,130,000 円 (2,700 人以上)

※1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること

2 休日・夜間保育事業

(1) 休日保育事業 (認可保育所)

①基本分
(年間延べ利用児童数が 210 人以下)
1 か所当たり年額 1,161,000 円

②加算分
(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
80,500 円
(210 人超 280 人未満)

241,500 円
(280 人以上 350 人未満)

402,500 円
(350 人以上 420 人未満)

563,500 円
(420 人以上 490 人未満)

724,500 円
(490 人以上 560 人未満)

休日・夜間保育事業に必要な経費

3 休日・夜間保育事業

(1) 休日保育事業 (認可保育所)

①基本分
(年間延べ利用児童数が 210 人以下)
1 か所当たり年額 1,176,000 円

②加算分
(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
80,500 円
(210 人超 280 人未満)

241,500 円
(280 人以上 350 人未満)

402,500 円
(350 人以上 420 人未満)

563,500 円
(420 人以上 490 人未満)

724,500 円
(490 人以上 560 人未満)

休日・夜間保育事業に必要な経費

改正後

改正前

885,500 円
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)

①基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)
1 か所当たり年額 630,000 円

②加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
63,000 円
(210 人超 280 人未満)

189,000 円
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円
(350 人以上 420 人未満)

885,500 円
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)

①基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)
1 か所当たり年額 630,000 円

②加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
63,000 円
(210 人超 280 人未満)

189,000 円
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円
(350 人以上 420 人未満)

改正後

改正前

441,000 円
(420 人以上 490 人未満)

567,000 円
(490 人以上 560 人未満)

693,000 円
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円
(840 人以上 910 人未満)

1,323,000 円
(910 人以上 980 人未満)

1,449,000 円
(980 人以上 1,050 人未満)

1,575,000 円 (1,050 人以上)

(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所)
1 か所当たり年額 2,460,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
保育所にあつては、1,230,000 円)

(4) 夜間保育推進事業
(認可保育所以外)
1 か所当たり年額 1,500,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
施設にあつては、750,000 円)

441,000 円
(420 人以上 490 人未満)

567,000 円
(490 人以上 560 人未満)

693,000 円
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円
(840 人以上 910 人未満)

1,323,000 円
(910 人以上 980 人未満)

1,449,000 円
(980 人以上 1,050 人未満)

1,575,000 円 (1,050 人以上)

(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所)
1 か所当たり年額 2,460,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
保育所にあつては、1,230,000 円)

(4) 夜間保育推進事業
(認可保育所以外)
1 か所当たり年額 1,500,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
施設にあつては、750,000 円)

改正後

改正前

3 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

①基本分

1 か所当たり年額 2,400,000 円

②加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

1 か所当たり年額

500,000 円

(10 人以上 50 人未満)

2,500,000 円

(50 人以上 200 人未満)

4,250,000 円

(200 人以上 400 人未満)

6,250,000 円

(400 人以上 600 人未満)

7,750,000 円

(600 人以上 800 人未満)

9,750,000 円

(800 人以上 1,000 人未満)

11,750,000 円

(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,750,000 円

(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,750,000 円

(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,750,000 円

(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,750,000 円

(1,800 人以上 2,000 人未満)

21,750,000 円 (2,000 人以上)

病児・病後児保育事業
に必要な経費

4 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

①基本分

1 か所当たり年額 1,500,000 円

②加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

1 か所当たり年額

500,000 円

(10 人以上 50 人未満)

1,560,000 円

(50 人以上 200 人未満)

3,750,000 円

(200 人以上 400 人未満)

5,750,000 円

(400 人以上 600 人未満)

7,750,000 円

(600 人以上 800 人未満)

9,750,000 円

(800 人以上 1,000 人未満)

11,750,000 円

(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,750,000 円

(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,750,000 円

(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,750,000 円

(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,750,000 円

(1,800 人以上 2,000 人未満)

21,750,000 円 (2,000 人以上)

病児・病後児保育事業
に必要な経費

改正後

- (2) 低所得者減免分加算 (病児対応型)
 ア 生活保護法による被保護者世帯
 5,000 円 × 年間延利用人員
 イ 市区町村民税非課税世帯
 2,500 円 × 年間延利用人員

- (3) 普及定着促進費 (病児対応型)
1 か所当たり年額 500,000 円
 (ただし、事業期間が 6 か月未満の
 施設にあつては、250,000 円)
 (事業開始年度限り)

(4) 病後児対応型

① 基本分

1 か所当たり年額 2,000,000 円

② 加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童
 数により区分される次に定める額を
 加算)

1 か所当たり年額
 400,000 円
 (10 人以上 50 人未満)

2,200,000 円
 (50 人以上 200 人未満)

3,100,000 円
 (200 人以上 400 人未満)

5,000,000 円
 (400 人以上 600 人未満)

6,800,000 円
 (600 人以上 800 人未満)

8,700,000 円
 (800 人以上 1,000 人未満)

10,600,000 円
 (1,000 人以上 1,200 人未満)

改正前

- (2) 低所得者減免分加算 (病児対応型)
 ア 生活保護法による被保護者世帯
 5,000 円 × 年間延利用人員
 イ 市区町村民税非課税世帯
 2,500 円 × 年間延利用人員
(千円未満切り捨て)

(3) 病後児対応型

① 基本分

1 か所当たり年額 1,500,000 円

② 加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童
 数により区分される次に定める額を
 加算)

1 か所当たり年額
 400,000 円
 (10 人以上 50 人未満)

1,250,000 円
 (50 人以上 200 人未満)

3,000,000 円
 (200 人以上 400 人未満)

4,900,000 円
 (400 人以上 600 人未満)

6,800,000 円
 (600 人以上 800 人未満)

8,700,000 円
 (800 人以上 1,000 人未満)

10,600,000 円
 (1,000 人以上 1,200 人未満)

改正後		改正前	
12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)		12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)	
14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)		14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)	
16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)		16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)	
18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)		18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)	
20,100,000 円 (2,000 人以上)		20,100,000 円 (2,000 人以上)	
(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円× 年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円× 年間延利用人員		(4) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円× 年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円× 年間延利用人員 (千円未満切り捨て)	
(6) 普及定着促進費 (病後児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、250,000 円) (事業開始年度限り)			
(7) 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,330,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,160,000 円)		(5) 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,200,000 円)	
4 待機児童解消促進等事業	待機児童解消促進等事業 に必要な経費	5 待機児童解消促進等事業	待機児童解消促進等事業 に必要な経費
		(1) 送迎保育ステーション試行事業 ①事業費 1 か所当たり年額 13,386,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、6,693,000 円) ②賃借料 1 か所当たり年額 3,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、1,500,000 円)	

改正後

改正前

(1) 家庭的保育事業

①家庭的保育者経費

児童1人当たり月額 52,400円

②家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
4,549,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、2,274,000円)

イ 家庭的保育者3~5人に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
2,274,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,137,000円)

③連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額 600,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、300,000円)

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人
につき次の年額単価を加算

110,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、55,000円)

(2) 認可化移行促進事業

1か所当たり年額 2,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,000,000円)

(3) 保育所分園推進事業

1か所当たり年額 1,200,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、600,000円)

(4) 保育所体験特別事業

1事業当たり年額 848,000円

(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策
事業

1市町村当たり年額 325,000円

(2) 家庭的保育事業

①家庭的保育者経費

児童1人当たり月額 53,400円

②家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
4,631,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、2,315,000円)

イ 家庭的保育者3~5人に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
2,315,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,157,000円)

③連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額 600,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、300,000円)

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人
につき次の年額単価を加算

110,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、55,000円)

(3) 認可化移行促進事業

1か所当たり年額 2,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,000,000円)

(4) 保育所分園推進事業

1か所当たり年額 1,200,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、600,000円)

(5) 保育所体験特別事業

1事業当たり年額 937,000円

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策
事業

1市町村当たり年額 322,000円

改正後		改正前	
<p>5 保育環境改善等事業</p> <p>(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,000,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 1事業あたり 1,000,000円</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>	<p>6 保育環境改善等事業</p> <p>(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,000,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 1事業あたり 1,000,000円</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>
<p>6 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業(基本分) 1か所当たり年額 4,600,000円</p> <p>(2) 延長保育事業(加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1事業あたり年額 300,000円 (延長時間30分)</p> <p>1,400,000円 (延長時間1時間)</p> <p>2,200,000円 (延長時間2～3時間)</p> <p>4,600,000円 (延長時間4～5時間)</p> <p>5,400,000円 (延長時間6時間以上)</p> <p>(ただし、(1)及び(2)ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該する1か所(事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする)</p>	<p>延長保育促進事業に必要な経費</p>		

別紙様式 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管
年金特別会計児童手当勘定

都道府県
指定都市名
中核市

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入				歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(組織)厚生労働本省	円			円	円		円	円	円	円	
(項)児童育成事業費											
(事項)特別保育等に必要経費											
(目)児童育成事業費補助金 保育対策等促進事業費											

(注)1 「地方公共団体の「科目」は、国の歳出予算科目に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別紙様式1(略)

前
改
正
表
照
対
新
旧
後
改
正

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別紙様式2(略)</p>	<p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 印</p> <p>平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助金申請額 金 円 2. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額総括表（別表1） 3. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表（別表2） 4. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書（別表3） 5. 添付書類 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

新 旧 対 照 表

前 正 改 後

別表 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額総括表

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

区 分	国庫補助基本額 円	要国庫補助額 円	備考
保育対策等促進事業費			

別表 1 (略)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	運 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫 補助額 ⑩ (⑨×1/2)
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
		円	円	円						
1. 一時預かり事業										
(1) 保育所型										
(2) 幼稚園型										
(3) 幼稚園Ⅱ型										
2. 特定保育事業										
3. 休日・夜間保育事業	()									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	()									
4. 病児・病後児保育事業	()									
(1) 病児対応型										
(2) 係所特等加算(病児保育)	()									
(3) 病後児対応型										
(4) 係所特等加算(病後児保育)	()									
(5) 体調不良児対応型	()									
5. 待機児童解消促進等事業	()									
(1) 送迎保育ステーション試行事業	()									
(2) 家庭的保育事業	()									
(3) 認可化移行促進事業	()									
(4) 保育所分園推進事業	()									
(5) 保育所体験特別事業										
(6) 認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業										
6. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
合計										

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)-(4)は滞免した人数を、5(2)は家庭的保育者数を記入すること。
2. ⑩は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	運 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫 補助額 ⑩ (⑨×1/2)
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
		円	円	円						
1. 特定保育事業										
2. 休日・夜間保育事業	()									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	()									
3. 病児・病後児保育事業	()									
(1) 病児対応型										
(2) 係所特等加算(病児対応型)	()									
(3) 病及正産後保育(病児対応型)	()									
(4) 病後児対応型										
(5) 係所特等加算(病後児対応型)	()									
(6) 病及正産後保育(病後児対応型)	()									
(7) 体調不良児対応型	()									
4. 待機児童解消促進等事業	()									
(1) 家庭的保育事業	()									
(2) 認可化移行促進事業	()									
(3) 保育所分園推進事業	()									
(4) 保育所体験特別事業										
(5) 認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業										
5. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
6. 延長保育推進事業										
(1) 延長保育推進事業(基本分)	()									
(2) 延長保育事業(加算分)	()									
合計										

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)-(5)は滞免した人数を、4(1)は家庭的保育者数を、5(2)は送迎者を記入すること。
2. ⑩は、千円未満切り捨てで記入のこと。

前 正 改 照 表 新 旧 対 後 正 改

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分	区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ④と⑤を比較 して少ない方 の額⑥	⑥×2/3 =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑦と⑧を比較 して少ない方 の額⑨	要国庫 補助額 ⑨×1/2 ⑩
			支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 ②-③=④						
〇〇市	1. 一時預かり事業										
	(1) 保育所型										
	(2) 幼稚園型										
	(3) 幼稚園Ⅱ型										
	2. 特定保育事業										
	2.1 休日・夜間保育事業										
	(1) 休日保育事業(認可保育所)										
	(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
	(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)										
	(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)										
	4. 病児・病後児保育事業										
	(1) 病児対応型										
	(2) 住所特等加算(病児対応)										
	(3) 病後児対応型										
	(4) 住所特等加算(病後児対応)										
	(5) 体調不良児対応型										
	5. 待機児童解消促進等事業										
	(1) 送迎保育ステーション試行事業										
	(2) 家庭的保育事業										
	(3) 認可化移行促進事業										
	(4) 保育所分園推進事業										
	(5) 保育所体験特別事業										
	(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
	6. 保育環境改善等事業										
	(1) 基本改善事業										
	(2) 環境改善事業										
	合計										

(注) 1. ①の () は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)-(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。

前 改正 表 照 対 日 新

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分	区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ④と⑤を比較 して少ない方 の額⑥	⑥×2/3 =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑦と⑧を比較 して少ない方 の額⑨	要国庫 補助額 ⑨×1/2 ⑩
			支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 ②-③=④						
〇〇市	1. 特定保育事業										
	2. 休日・夜間保育事業										
	(1) 休日保育事業(認可保育所)										
	(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
	(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)										
	(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)										
	3. 病児・病後児保育事業										
	(1) 病児対応型										
	(2) 住所特等加算(病児対応)										
	(3) 病後児対応型										
	(4) 住所特等加算(病後児対応)										
	(5) 体調不良児対応型										
	(6) 住所特等加算(体調不良児対応)										
	4. 待機児童解消促進等事業										
	(1) 家庭的保育事業										
	(2) 認可化移行促進事業										
	(3) 保育所分園推進事業										
	(4) 保育所体験特別事業										
	(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
	5. 保育環境改善等事業										
	(1) 基本改善事業										
	(2) 環境改善事業										
	6. 児童保育促進等										
	(1) 児童保育推進事業(無区分)										
	(2) 児童保育推進事業(有区分)										
	合計										

(注) 1. ①の () は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)-(5)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は児童数を記入すること。

後 改正 表 照 対 日 新